

5月1日から7日までは「憲法週間」です！

みんなで築こう 人権の世紀
～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

一人ひとりが人間として幸せに生きるために、生まれながらに持っている固有の権利を人権といいます。「職業選択の自由」「幸福を追求する権利」「教育を受ける権利」などの基本的人権は、憲法で保障されています。

5月3日の憲法記念日を中心とする1週間(5月1日～7日)は憲法週間です。だれもが平等で明るく幸せに生活できる社会を築くためにお互いの人権を尊重し、憲法の花を育んでまいりましょう。

憲法週間の行事

市では、憲法週間に街頭啓発、特設人権相談などを実施します。

○街頭啓発・平和展&人権展の開催

羽曳野市人権啓発推進協議会委員が「人権」の大切さを伝えながら、啓発物品をお配りします。また、人権と平和の尊さを理解してもらうため、「平和&人権」のパネル展を開催します。

・街頭啓発

日時：5月5日(祝) 9時30分頃～
場所：峰塚公園(市民フェスティバル会場内)

・平和展&人権展

日時：5月5日(祝) 10時～15時
場所：L I Cはびきの交流プラザ他

○特設人権相談の開設

毎日の生活の中で起こるさまざまな人権問題の解決を図るため、市内の人権擁護委員が相談に応じます。

①日時：5月5日(祝) 10時～12時・13時～15時

場所：L I Cはびきの(平和展&人権展会場内)

②日時：5月15日(金) 14時～16時

場所：陵南の森総合センター2階視聴覚室

人権推進課【内線 1053】

6月1日は人権擁護委員法が施行された日です

人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した地域のボランティアの人たちです。地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守っています。

法務局では毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、人権擁護委員による相談活動などを行っています。もし、自分の人権が守られていないように感じたら、相談してみてください。相談は無料で、秘密は厳守しますので気軽にご利用ください。

○特設人権相談を開設します

日時 6月1日(月) 10時～12時・14時～16時

場所 市役所別館3階第3会議室

(直接会場へお越しいただくか、電話でご連絡ください。)

羽曳野市在住の人権擁護委員

氏名	住所	電話
杉谷 義文	古市6丁目	(956) 1063
下村 愛子	羽曳が丘西3丁目	(956) 7020
中山 義雄	高鷲6丁目	(954) 0252
音野 李佳子	向野2丁目	(938) 2218
塚本 彰子	河原城	(938) 0111
仲村 幸雄	飛鳥	(956) 4754
山中 良彦	野々上2丁目	(955) 9087

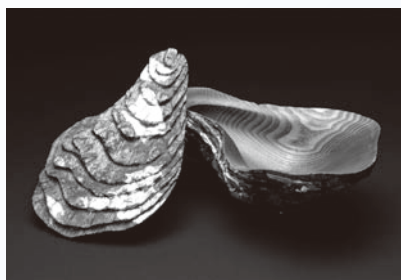
人権推進課【内線 1053】

木工技術展

ギャラリーはびきの

自然と現代感覚の融合

今、私たちの生活用品の中にはプラスチックや金属などがあふれ、便利になり、簡単に手にするようになりましたが、触っても何か冷めた感覚しかありません。一方、ひと昔前までは人が木を加工してさまざまな物を作っており、これらを使う時は作者と木の温もりが伝わってきました。緑や環境が問題となっている今こそ、温かさのある木を思ってくれ自然との共存が求められます。



溝端 隆先生は、自然の中に出向き、自ら収集した良い木や珍しい原木を加工し、素材の魅力をそのまま活かして新たな命を吹き込んでいかれます。先生の感覚を交えて創作された作

品からは拭き漆の味わいと原木への頑固なこだわりが感じられます。「本物の素材を使い、本物の技を駆使して、本物を作り上げる」ことをモットーに、「木で作れるものなら何でも作ります」とおっしゃる先生の匠の技で作られた、力強さの中に優しさと温かさがあふれる作品の数々をお楽しみください。

場所：市役所東玄関横

期間：現在、開催中で6月7日(日)まで

【入館無料】

開館：午前9時から午後5時。土、日も開館。

(ただし、祝日は休館)



おしゃべりサロン

展示を記念して、作品の説明と製作秘話をお話していただきます。ご希望の方は、電話もしくはファクス(氏名・住所・連絡先・参加人数)でお申し込みください。
日時：5月16日(土) 13:30から約2時間
場所：ギャラリー展示室
市民協働ふれあい課(内線 1060)
fax: 958-0397